

住民ポータルサービス約款

第1条 (約款の適用)

ネットワンシステムズ株式会社 (以下「当社」) は、住民ポータルサービス約款 (以下「本約款」) を定め、これにより住民ポータルサービス **JuuuPO!** (以下「住民ポータルサービス」) を提供します。本約款は、住民ポータルサービスの利用に関わる一切の事項に適用されます。

- 住民ポータルサービスの利用にあたっては、本約款のほか **NetOne** クラウドサービス約款 (以下「基本約款」) の定めが適用されるものとします。
- 本約款の内容と基本約款の内容に齟齬がある場合、本約款の内容が優先されるものとします。また、本約款の内容と第4条で定義される仕様書の内容に齟齬がある場合、仕様書の内容が優先されるものとします。

第2条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
住民ポータルサービス	行政サービスの窓口 (ポータルサイト) をクラウドサービス基盤上で提供するサービスを指し、基本サービス及びオプションサービスから構成されます。
基本サービス	住民ポータルサービスをご利用頂く際に、必ずご購入頂く基本機能を備えたサービスです。
オプションサービス	基本サービスをご利用のお客様が、ご利用用途によって追加できるサービスです。
住民ポータルサービス契約	第3条の規定に従い締結する住民ポータルサービスの利用に関する契約を指します。
お客様	当社との間で住民ポータルサービスに関する契約を締結した者を指します。

第3条 (住民ポータルサービスの申込み・変更・解約の方法)

基本約款第4条第1項の定めにかかわらず、お客様は、住民ポータルサービスの新規申込み・変更・解約にあたっては、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。

- 基本サービス又はオプションサービスの追加・削除等住民ポータルサービス契約の変更は、当社がこれを承諾した時に成立します。

第4条 (仕様)

当社は、住民ポータルサービスを、当社指定の基盤提供事業者のサービス基盤に設置された **Web** アプリケーションにより提供するものとし、住民ポータルサービスの内容は、本約款のほか、当社の住民ポータルサービス仕様書 (以下「仕様書」) に定めま

- 当社はお客様の承諾を得ることなく、仕様書を変更することができます。なお、この場合、住民ポータルサービスの利用に関する条件は、変更後の仕様書によります。
- 仕様書の変更は、基本約款第2条 (約款の変更) の定めを準用するものとします。

第5条 (住民ポータルサービスの廃止)

当社は、自己の裁量により住民ポータルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 前項に基づく住民ポータルサービスの廃止に起因するいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いません。

第6条 (利用期間)

住民ポータルサービスの利用期間は、申込書に記載された利

用期間 (年単位とします。) とし、お客様は、住民ポータルサービスの利用の申込みを行った後は、本約款その他に規定される特段の事由がない限り、任意に解除することができないものとします。

第7条 (料金等)

住民ポータルサービスの利用料金は月額とし、基本サービス料金、オプションサービス料金で構成され、その詳細は価格表に定めるとおりとします。

- 料金は暦月単位で算出するものとし、当社は、お客様に対し、価格表に照らし、各暦月の利用実績に応じて当社が確定する金額を請求するものとします。
- 当社は、お客様に対し、毎月、当月分の前項に定める料金及びこれらに賦課される消費税等額を、翌月末日まで (末日が休日の場合は直前の営業日までとします。以下同じ。) に、請求書をもって通知し、お客様は、当該請求書記載の金額を請求書発行月の翌月末日までに一括で支払うものとします。

第8条 (中途解約)

お客様及び当社は、基本約款第8条第3項の規定にかかわらず、2か月以上前に当社所定の方法で相手方に通知することにより、住民ポータルサービス契約の全部又は一部を中途解約することができます。

- 前項によりお客様が住民ポータルサービス契約の全部又は一部を中途解約した場合又は当社の責めに帰すべき事由によらず住民ポータルサービス契約が契約期間の途中で解除若しくは終了した場合、お客様は当社に対して既に当社に支払った料金について返還を請求することはできず、また、未払いの料金 (未経過の契約期間の基本サービス料金及びオプションサービス料金をいいます。以下同じ。) について支払義務を免れることはできません。なお、未払いの料金は、契約の解約、解除又は終了した月の翌月末日までに既経過の契約期間の基本サービス料金及びオプションサービス料金のうち未払いの部分とそれに伴う遅延損害金と共に一括で支払うものとします。

第9条 (データの取り扱い)

当社は、住民ポータルサービスの提供のために、住民ポータルサービス上にあるデータにアクセスすることができ、お客様はこれにあらかじめ同意したものとみなし、この件についてユーザーの同意を得るものとします。

- 当社は、お客様が住民ポータルサービスを通じて伝送したお客様データのうち、ログ、IP アドレス及び電子メールアドレス等の情報を収集、使用又はその他の方法で処理することができ、お客様はこれにあらかじめ同意したものとみなします。また、法令により義務づけられた範囲において、お客様は住民ポータルサービスの個々のユーザーに対し、法令により求められる場合に法執行機関又はその他の政府機関への開示を目的としてユーザーのデータが処理される可能性があること通知するものとし、この件についてユーザーの同意を得るものとします。

第10条 (損害賠償)

当社は、お客様が住民ポータルサービスの利用に関して被った損害 (その原因の如何を問わない。) について賠償、返金及び料金の減免等の一切の責任を負いません。また、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても基本約款第12条第2項及び第3項が適用されるものとします。

第11条 (住民ポータルサービスの利用制限)

基本約款第10条第1項に、次の各号を追加するものとします。

- お客様データへの不正アクセスを防止するために合理的に必要とされる場合
- 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、当社の責めに帰すべき事由によらず住民ポータルサービスの提供が困難になったとき

- (3) 理由の如何を問わず、住民ポータルサービスに関連する仕入先、パートナー等が関連するサービスの提供を中止等したとき又はこれらの者と締結している契約が終了したとき
- (4) 当社の責めに帰すべき事由によらず住民ポータルサービスが終了するとき
- (5) 主務官庁乃至関連官庁より、住民ポータルサービスに関連する仕入先、パートナー等、又は当社に対し、住民ポータルサービスに関連してヒヤリング乃至確認等が行われたとき

第12条（協議）

本約款に規定のない事項又は住民ポータルサービスに関し疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上

附則

この約款は、2023年2月1日から実施します。